

平成三十一年四月二十三日提出
質問第一五一号

国内希少野生動植物種の選定に関する検討会に関する再質問主意書

提出者 早稲田夕季

国内希少野生動植物種の選定に関する検討会に関する再質問主意書

先に受け取った答弁書に関して、以下再質問する。

一 先の答弁書で、国内希少野生動植物種の選定に関する検討会（以下、「検討会」という。）は法定の会議体ではないとのことだが、希少野生動植物種専門家科学委員会（以下、「科学委員会」という。）からの検討の指示がないにもかかわらず、検討会が主体的に提案した種を、科学委員会が検討している以上、検討会の委員は、科学委員会の委員と同様に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四条第七項に規定した「学識経験を有する者」であるべきであって、検討会も二〇一三年六月四日の衆議院環境委員会の附帯決議でいうところの「法定」された検討会であるべきではないか。

二 希少野生動植物を守るための科学委員会に関する質問主意書への答弁三において、検討会の位置付けは「国内希少野生動植物種の新規指定等に関する基本的な考え方について」において明確に示しているとのことだが、「国内希少野生動植物種の新規指定等に関する基本的な考え方について」には、「科学委員会の委員数名＋指定候補となる分類群の専門家数名からなる非公開の検討会において、科学的知見を尊重して指定候補種を選定」としか書かれていず、「指定候補となる分類群の専門家数名」の選考過程が依然と

してきわめて不透明である。日本生態学会や各分類群別に存在する生物系学会や、学識経験者や博士号を持つ専門家が多く在籍しているNPO法人や自然環境NGO、公益財団法人の協力を仰いで、公募を行って広く会員や職員に呼びかけたり、専門家を推薦してもらったりしていただくべきではないか。

右質問する。